

令和 8 年 9 月 2 8 日

日本民具学会

「似ている」「使われていない」だけで、博物館資料を失わせない

文化庁の博物館資料管理方針案に対する日本民具学会意見書の要点

日本民具学会は、文化庁「博物館資料の収集及び管理の方針の基本的な考え方（文化庁案）」に対し、資料の保存・継承を原則とし、安易な除籍・処分を招かない内容へ修正することを求めています。とくに、次の三点を重視しています。

1. 似た資料は「不要な重複」ではなく、比較研究の基盤です

同じ用途や形の民具でも、素材、寸法、製作技法、使用地域、年代、使用痕、修理・改造の状態は異なります。複数の資料を比較することで、暮らしや技術の地域差・時代差が明らかになります。

摩耗、破損、補修等も、人々が道具をどのように使い、維持してきたかを伝える重要な情報です。外観や完成度だけで「質が低い」と判断することはできません。

資料相互の関係や、資料群としての価値は、収集後の整理・調査研究によって見いだされる場合もあります。数量や外形、用途の類似だけで「重複」と判定してはなりません。

文化財保護法は、民俗文化財を「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と位置付けています。未指定の民具も、この定義に該当すれば民俗文化財に含まれ得ます。生活の変化を伝える価値を、外見の類似や保存状態、現在の利用実績だけで否定しない判断基準が必要です。

この問題は民具に限りません。自然史標本、考古資料、歴史資料等でも、複数資料の比較や、資料群としてのまとまりが研究の基盤となります。

2. 「未活用」は「無価値」ではありません

現在展示されていないこと、利用実績が乏しいこと、未整理・未調査であることは、保存価値がないことを意味しません。

現時点で価値が十分に分かっていない資料も、新たな研究方法、分析技術、関連資料の発見等によって、将来、重要な意味を持つ可能性があります。

資料を保存することは、既知の価値を守るだけでなく、将来世代が研究し、価値を発見する機会を残すことです。

「重複」「質が低い」「価値を欠く」といった例示が、専門職員のいない現場で、資料を減らすための簡便な判断基準として用いられることを懸念しています。

3. 管理体制の不足を、資料削減に転嫁してはなりません

収蔵スペース、人員、予算、調査研究体制の不足は、資料自体の価値不足ではなく、博物館と設置者が改善すべき管理上の課題です。

これらの不足のみを理由として除籍候補を選び出すのではなく、まず、必要な施設・設備、専門職員、財政基盤を整えるべきです。

未整理・未調査の資料については、所在確認、台帳・目録の整備、来歴調査、資料群としての比較、専門家による評価を優先する必要があります。

あわせて、現在の使命や収集方針に合わないことだけで、過去に形成されたコレクションの除籍を正当化せず、収集経緯、寄贈者の意思、地域との関係、将来の研究可能性を検討すべきです。

■ 文化庁に求める修正

- ・ 収集・保存・継承を原則とし、除籍・処分を厳格な例外として明記すること。
- ・ 使用する用語（「重複」「シリーズ」「質」「価値」）の意味と適用条件を資料分野ごとに明確にし、示せない例示は、全資料共通の除籍理由から削除すること。
- ・ 文化財保護法が示す価値の枠組みと現行の ICOM 倫理規程・ガイドライン全体を踏まえて判断基準を見直し、法的制約、寄贈条件、来歴、公衆の信頼への影響等を確認する手続を明記すること。
- ・ 除籍後も原登録番号、従前の資料情報、判断過程、処分方法、移転先等を恒久的に保存し、第三者による検証を可能にすること。

本学会は、専門的な調査と透明な手続を経た管理上の判断を一律に否定するものではありません。しかし、資料を失えば、将来の研究によって明らかになるはずの情報も失われます。資料削減に先立ち、調査研究と保存体制の充実を優先する方針への見直しを求めます。

日本民具学会意見書「文化庁案を見直し、博物館資料の保存・継承を」

日本民具学会 9月28日付 「「博物館資料の収集及び管理の方針の基本的な考え方（文化庁案）」に関する意見書」要点

収集・保存・継承が原則。除籍・処分は厳格な例外

01

似た資料の比較に価値がある

素材・地域・年代・使用痕の違い
複数資料の比較で暮らしの変化を解明

摩耗・破損・補修も研究情報
資料群の価値は収集後にも見いだせる

02

未活用を無価値としない

未展示・低利用・未整理・未調査
これだけで保存価値を否定しない

将来の分析技術や関連資料の発見
新たな価値を見いだす機会を残す

03

体制不足を資料削減に 転嫁しない

収蔵庫・専門職員・予算の不足
不足だけを理由に除籍候補を抽出しない

管理体制の整備と整理・調査を優先
未活用を資料の価値の欠如と誤認しない

民具だけでなく、自然史標本・考古資料・歴史資料等にも共通する問題

文化財保護法

生活の推移を理解するための価値を重視
未指定の民具も、法の定義に該当すれば民俗文化財に含まれ得る

ICOM（国際博物館会議）

除籍理由だけでなく、法的・倫理的な手続全体を反映
所有権・寄贈条件・来歴・公衆の信頼等を確認

文化庁への要望

保存・継承を原則とし、除籍・処分を厳格な例外とすること。
除籍理由の意味と適用条件を分野別に示し、示せない例示は削除すること。
文化財保護法とICOM規定を踏まえ、確認手続と記録の恒久保存・第三者検証を明記すること。

専門的調査と透明な手続を経た判断を一律に否定するものではありません。